

造林契約の相手方選定理由書

- 1 契約の名称 留萌団地育林事業
- 2 契約の場所 道有林留萌管理区内
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約の根拠
 - ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）
 - ・ 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（2）
 - ・ 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）第1項（二）の適用について（平成9年4月1日付経営第32号）

育林事業及び治山事業に係る造林の請負契約（以下「造林契約」という。）において、広範囲にわたる施工場所の地拵、植栽、下刈、追肥、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ、一体的に施工される必要がある場合に、当該造林契約を履行できる者が他にいないものと明らかに認められるとき。
- 5 契約の相手方 留萌市船場町1丁目2番地
留萌地方林業協同組合
代表理事 道見 忠範

6 契約相手の選考理由

(1) 事業の特殊性

造林事業は、林木(生物)を対象として長期間にわたり継続的に広範囲の森林内で多種多様な作業を林木の生育に最も適した時期に行わなければならない特殊性があることから、総合的、一体的に実施する必要がある。

道有林においては、公益的機能を維持増進する森林の整備・管理の推進、地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用の推進、道民や地域と連携した森林づくりの推進を基本方針としており、多種多様できめ細やかな森林施業を地域の自然環境等の条件や森林の機能に応じて適切に実施する必要がある。

以上のことから、これまでの森林施業の方法、林木の生育経過、現場の地理、地形、気象条件等を特に熟知した者に履行させる必要がある。

(2) 契約相手の要件

ア、森林の施業方法、工程管理、労務管理、安全管理及び出来高管理等、造林に関する技術の保有

イ、事業規模、適期作業に対応出来る労働者の保有

ウ、森林整備に必要な機械・器具の保有

エ、林木の生育経過及び現場の地理、地形、気象条件等、現場に関する知識の保有

オ、作業経験の保有

カ、北海道林業事業体登録制度に登録された事業体であること。

(3) 契約の履行要件を満たす相手方

本事業の施工予定地から一定の範囲内に本店、支店、営業所等を有する林業事業体を対象に、本事業の同種、同規模の事業を行っている林業事業体の有無を調査した結果、本事業を履行できる者は留萌地方林業協同組合のみである。

以上から、契約の履行条件を満たし、かつ、当該契約を確実に履行できる者が他にいないことから当該契約の相手方として留萌地方林業協同組合を選定する。